

定期券の取扱いについてのご案内

平素は岡崎げんき館をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定期券利用ができない状況にあり、ご不便おかけしましたこととお詫び申し上げます。

この度、8月1日(土)から定期券の利用を再開させていただくこととなりました。定期券をお持ちの方には、既に「岡崎げんき館定期券の利用再開について」の文書をお送りしております。

しかしながら、適切な感染対策を行い運営していく上で、利用者みなさまにも、利用制限や定員人数についてご協力いただく必要があります。

通常運用とは、多くの点で異なり、特に、定員人数を超えた際には来ていただいても使えない場合もあることから、定期券の取扱いについては、以下のとおり、改めます。なお、運用方法は予告なく変更となる場合がございます。

ご理解ご協力をお願いいたします。

還付希望の方

◆ 手続き方法

①定期券 ②印鑑 ③本人名義の通帳
以上の3点を持って保健所窓口へお越しください。

◆ 申出期間 令和2年7月31日(金)まで

◆ 保健所受付時間 平日の8時30分から17時15分

◆ 還付額の計算方法

$$\text{還付額} = \text{3/2以降の休館日を除く利用可能日数} \times \text{1日当たりの単価}$$

※ 事前にご連絡をいただければスムーズに手続きできます。下記担当にご連絡ください。

担当: 保健企画課総務企画係(0564-23-6807)

定期券利用希望の方

◆ 利用開始日 令和2年8月1日から

◆ 事前手続き 不要

◆ 利用期限の設定

3/2以降の休館日を除く利用可能日数

10日

↑ 8/1

期限 ↑

◆ 利用期間内に還付を希望される方の手続き方法 ※ 利用後も還付が可能になりました

左記(還付希望の方)の手続き方法のとおり。

◆ 還付額の計算方法

$$\text{還付額} = \text{1日当たりの単価} \times \left(\text{3/2以降の休館日を除く利用可能日数} - \text{8/1からの経過日数} \right)$$

※ 経過日数は、8/1から申出された日までの日数として計算します。

例) 8月9日に還付希望(総務企画係の職員に定期券を提出)の場合、9日経過とみなします。還付される場合は利用日数として加えた10日は差し引きます。

※保健所受付時間内に来館できない方は、げんき館スタッフへ提出してください。